

議 事 録

会 議 名	平成23年 第9回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成23年9月27日(火)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 東分庁舎第3会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔 4番 石黒 明 5番 藤井 彰 7番 木村長茂		合計8名
欠席委員	なし		
農業委員会事務局	事務局長：中嶋利弥 主査：原田健伸 主事：中瀬靖子		
議 題	[議案] 1. 農地法第5条の規定による許可申請 2. 非農地証明願 [報告] 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出		
会議の概要	<p>会 長：それでは、ただ今から、平成23年第9回定例総会を開会いたします。欠席委員は、いません。出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名人に、7番 木村委員と8番の私 を指名いたします。本日の議題は、お配りの総会次第にありますとおり、農地法第5条の規定による許可申請 ほか、全4件であります。</p> <p>会 長：初めに、農地法第5条の規定による許可申請、議案番号27号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号27号を朗読) 当該地は、位置図にありますとおり、県道47号線の岡田の交差点から東に50mほどのところを、南に70mほど入った市街化調整区域内にある農地です。譲受人がこの申請地の北側2筆を地主である譲渡人から駐車場として借りていたのですが、その内の北側の1筆を地主が住宅建築のために使用することになり、その代替地として駐車場の南側の隣接地である申請地を転用して賃借権を設定するものです。</p> <p>なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、申請地の西側が市街化区域に接していることから、第3種農地にあたり、問題はないと考えます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当の木村委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7 番：現地を見に行きましたところ、現状は畑で栗の木が何本か植えてあり、下もきれいに清掃されておりました。南側は農地転用をしてあって、問題はないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>		

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号27号は原案のとおり許可相当として、意見書を添え、県に進達することに決定いたします。
続いて、議案番号28号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号28号を朗読)

当案件は、譲渡人から娘夫婦への分家住宅としての転用です。当該地は、一之宮愛児園の南70mほどのところにある市街化調整区域内農地であり、道路と接している東側以外の三方を田畑に囲まれているのですが、全て譲渡人の土地で、土盛り部分は畑に影響の無いようにブロック積み等をするとのことでした。

なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、第3種農地の区域に近接していること、及び当該地を含む区域の農地の規模が10ha未満であることから、第2種農地にあたり、問題はないのですが、提出書類の中で、この案件は融資を受けるということで、融資証明書の提出を追加で求めたのですが、代理人から未だ提出がありません。また、現地を確認したところ、詳細は地区担当委員から説明があると思いますが、一部に庭木と庭石の様な物が置いたままになっておりまして、その部分も農地として復元するように代理人に伝えたのですが、本日の午前中になっても解消されておりません。事務局からは以上です。

会 長：続いて、地区担当の石塚委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：(現地写真配布後に)私も現地を見ましたが、この写真を見ていただくと花壇にしか見えません。他の部分はすぐにでも家を建てられるような整地した土地できれいで何もありませんでした。転用できる土地はここしかないということなので通したい気持ちもありますが。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番：これは無理でしょう。畑には見えない。

3 番：本人には連絡しているのですか。

事務局：いえ、代理人に。ただ本人に連絡して、事務局に来られるということだったのですが、まだ見えてません。

3 番：地主本人が農地法に疎いのでは。代理人にではなく、地主に直接連絡してあげた方がいいのではないのでしょうか。

6 番：これは農地に見えない。これで農業委員会を通ると思われて、それが広まっても困るのではないのでしょうか。保留でいいでしょう。

5 番：そもそも議案にするレベルでは無かったということではないのでしょうか。今回議案としてあげなければよかったのではないのでしょうか。

事務局：今までも、書類等で不備がある場合もあるので、締め日に受けてあげて、議案に載せることにしてから修正で対応していたのですが、こういうことがありましたので、不備等修正できない限り今後は受け付けないことにいたします。

会 長：それでは、本案件、議案番号28号については、継続審議とすることによるのでしょうか。

(異議なし)

会 長：では、議案番号28号は次回の定例総会への継続審議とすることに決定いたします。

次に、非農地証明願、議案番号29号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号29号を朗読)

	<p>当該地は、位置図にありますとおり、小動の県道45号線沿いにある■■■倉庫に隣接している土地で、昭和53年から駐車場や資材置場として使用しているとのこと。当該地の一部は、分筆前に転用許可をしていたのですが、その後、分筆され、所有者も相続等により替わっているため、転用許可申請を行っていなかった筆も含めて、非農地証明の申請をすることになりました。</p> <p>現地には、9月22日に地区担当の脇委員、金子会長と共に調査に行っております。</p> <p>会 長：続いて、地区担当の脇委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6 番：分筆後交換をして宅地の■■■さんの土地は農転済みですが、■■■さんの土地になった方が農転していなかったらしい。境界の方はきちつとなっているので問題はないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>5 番：筆の境の現況に違いはありますか。</p> <p>事務局：いえ、一体で駐車場として使用しております。</p> <p>会 長：その他、ご意見、ご質問はありますか。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号29号は原案のとおり、非農地証明書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に、報告事項に入ります。報告番号43号及び44号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出、報告番号45号から51号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、一括して事務局より報告事項の朗読と、説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号43～51号を朗読) いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>以上をもって、平成23年第9回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成23年第9回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(7番) 木村 長茂 議事録署名人(8番) 金子 保男

本議事録は、平成23年10月26日、平成23年第10回寒川町農業委員会定例総会において承認・署名を得て確定しました。